

参 考 資 料

- I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿
- II 第3次計画の策定経過
- III 「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方
- IV 政令指定都市における刑法犯認知件数等
- V 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
- VI 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- VII 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例

I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

【会長】 吉田 敏雄 北海学園大学 名誉教授

【副会長】 佐藤 邦昭 (公財) 北海道防犯協会連合会 専務理事

國本 亮 (公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター副理事長

桑原 節子 NPO 法人 女のスペース・おん 相談支援員

篠原 光征 札幌市保護司会連絡協議会 会長

田畑 隆二 北郷親栄第一町内会 会長

行方 幸代 (公社) 札幌消費者協会 副会長

馬場 暁子 北海道防犯設備士協会 副会長

水谷 真理子 北海道 CAP をすすめる会 事務局長

三谷 里美 公募

皆川 智司 公募

和田 基志 北海道絆menづくりプロジェクト 副幹事長

(五十音順・敬称略)

Ⅱ 第3次計画の策定経過

○ 第3次計画策定までの検討経過

第3次計画の策定に向けて、下表のとおりスケジュールで検討を進めました。その過程では、市が実施した「市民及び地域防犯活動団体に対するアンケート」の結果や、学識経験者、有識者、公募委員などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」からの答申をいただきました。その後、第3次計画の素案を策定し、パブリックコメントにより市民の皆様から幅広く意見をいただきました。

実施時期	札幌市の主な動向	市民・関係者等からの意見聴取等
平成30年(2018年)12月	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する庁内調査	
平成31年(2019年)1月		
2月		市民及び地域防犯活動団体アンケート
3月		平成30年度(2018年度)第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
4月		
令和元年(2019年)5月		
6月		
7月		
8月		
9月	審議会に対し「第3次計画の策定について」諮問	
		令和元年度(2019年度)第1回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

実施時期	札幌市の主な動向	市民・関係者等からの意見聴取等
10月		第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
11月		・第3回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 ・第2回市民アンケート
12月		
令和2年(2020年)1月	審議会からの答申	第4回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
	庁内検討	
2月		
3月	「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」素案策定	札幌市議会財政市民委員会への報告
		パブリックコメント(計画素案の公表・市民意見の募集)
4月		
5月	「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」策定・公表	

Ⅲ 「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方

「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」（以下「計画（素案）」といいます。）について、市民の皆さんからのご意見を広く募集し、お寄せいただいたご意見を参考に、その一部を変更いたしました。

この度、お寄せいただいたご意見に対する札幌市の考え方をまとめましたので、計画（素案）の変更内容と併せて公表いたします。

公表に当たりまして、お寄せいただいたご意見は、趣旨が変わらない程度に要約し、同様の趣旨のものはまとめて掲載しております。

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

令和2年（2020年）3月10日（火）から4月10日（金）までの32日間

(2) 意見提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メール

(3) 資料の配付・閲覧場所

ア 札幌市役所本庁舎13階 市民文化局地域振興部区政課

イ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

ウ 各区役所 市民部総務企画課

エ 各まちづくりセンター

オ 札幌市公式ホームページ

2 市民意見の内訳

(1) 意見提出者数・件数

10人（団体含む。）・54件

(2) 提出方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	1人	0人	0人	9人	10人

(3) 意見内容別内訳

分類	件数	
計画（素案）の全般に関すること	1	→ P 67
第1章 計画の策定に当たって	5	→ P 67
第2章 現状とこれまでの振り返り	0	
第3章 計画の構成	43	
1 計画体系	0	
2 基本施策ごとの主な取組	43	
基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	5	
基本施策1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	1	→ P 69
基本施策2 子どもに関する防犯力の向上	1	→ P 69
基本施策3 女性の防犯力向上	1	→ P 70
基本施策4 高齢者等の防犯力向上	2	→ P 70
基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	4	
基本施策1 地域における防犯活動の促進	0	
基本施策2 協働による連携体制の充実	0	
基本施策3 地域と一体となった子どもの見守り	3	→ P 71
基本施策4 女性の犯罪被害防止の取組の推進	0	
基本施策5 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進	1	→ P 72
基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	7	
基本施策1 市民自らが行う環境整備の促進	0	
基本施策2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	1	→ P 72
基本施策3 子ども等の安全に配慮した環境整備	4	→ P 73
基本施策4 歓楽街等を対象とした環境改善	2	→ P 74
基本施策5 暴力団等の排除	0	
基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する	27	→ P 74
第4章 計画の推進	0	
計画（素案）に関すること以外のその他の意見	5	→ P 79
合 計	54	

3 計画（素案）の変更点

次のとおり、市民の皆さんからいただいたご意見を参考にし、計画（素案）を変更しました。

また、他のご意見についても「犯罪のない安全で安心なまちづくり」及び「犯罪被害者等に対する支援」を進めていく上で、可能な限り取り入れていきます。

【修正点】

修正箇所	計画（素案）全般
修正前	年号の表記が「元号」のみとなっている。
修正後	年号の表記を「元号」のほか「西暦」も併記する。
意見概要	本書P67・意見概要No.1

4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

計画（素案）の全般に関すること

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	この計画は元号表記なので、経過や数値資料比較も非常にわかりづらい。 今後、市の文書は「西暦」を併記してもらいたい。	ご指摘いただいたとおり、年号表記は、「元号」に「西暦」を併記いたします。

第1章 計画の策定に当たって

No.	意見の概要	札幌市の考え方
2	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第12条に定める「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、必要な支援を行う」ことを「基本計画」の目的に明示すること。	本計画は、「安全で安心なまちづくり」、「犯罪被害者等支援」の二つの基本的な考え方に基づいて策定しています。 「犯罪被害者等支援」については、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、安全・安心条例において犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定め、施策を進めることとしているという説明を本計画に記載しています。（計画（素案）P3） また、前計画である第2次計画では、犯罪被害者等への支援は、三つの基本方針の中の一つの施策として位置づけられていたところ、この度の第3次計画では、犯罪被害者等への支援の充実を図る観点から、「安全で安心なまちづくり」に関する三つの基本方針に並ぶ四つ目の基本方針として「犯罪被害者等への支援」を新設し、安全・安心条例第12条に基づいて施策を定める旨を記載しております。（計画（素案）P40）

No.	意見の概要	札幌市の考え方
3	<p>人間の本質的な心理を学び、市民と共有し、その学びを生かし、犯罪のないまちというより、犯罪に目が向かなくなる、その行為を選択しなくて良くなる状況、本当の意味での自分の心地よさを追求することを認め合える環境づくりをしていくことが大切である。</p> <p>札幌市の一部の管轄だけが頑張るのではなく、何が一番大事なのか根っこの本質を伝え続けること。</p>	<p>本計画は、「犯罪を誘発する機会」を減らすことが、日常生活の身近なところで発生する犯罪の防止に効果的であるという考えのもと、市民の防犯意識を高めたり、地域防犯活動を促進する取組などを総合的に実施していくために策定するものとなっております。</p> <p>一方、犯罪をした人の境遇などを改善することで犯罪を防止していく取組も、安全に安心して暮らせるまちの実現には必要不可欠であることから、いただいたご意見の取組について、札幌市では再犯防止の観点から別途検討してまいります。</p>
4	<p>基本方針1の基本施策3として掲げられている「女性の防犯力向上」について、子どもや高齢者と並んで、弱者の防犯力向上を図る趣旨は重要と考えるが、被害者側の教育と並んで、男女分け隔てなく加害者にならないための教育をすべきである。</p> <p>したがって、基本方針1に新たな基本施策として「加害者にならないための教育」を追加すべきである。</p>	
5	<p>毎年末、年金支給時期の強盗・窃盗・詐欺事件の多発は、非正規雇用増加などの「経済格差」も要因の一つとしてとらえ、防止に取り組む必要がある。</p>	
6	<p>犯罪を起こさせないようにするには、ただ監視するだけではなく、生活に困ったときに相談できる窓口の設置が必要で有益ではないのか。</p>	

第3章 計画の構成

「基本方針1」-「基本施策1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
7	<p>「防犯」のための市民の意識向上において、犯罪被害者等の「声」を聴き、学ぶことは最も有効であることは論をまたない。</p> <p>そのため、安全・安心条例等に「犯罪被害者等の体験に学ぶ機会を積極的に確保し、防犯意識を高め、種々の活動の基軸とする」というような条項を加えるべきである。</p> <p>これに伴い、「安心・安全条例」と「被害者支援」をリンクさせることができる一つの提案がある。</p> <p>それは、北海道の現状として「声」を発している犯罪被害者は少ないことから、市は犯罪被害者の「声の掘り起こし」を行い、より多様な学ぶ機会を確保して欲しい。</p>	<p>これまで、安全・安心条例第8条の「市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。」という規定に基づき、市民の防犯意識の向上について取り組んでまいりました。</p> <p>その一定の成果として刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、現在も札幌市では多種多様な犯罪が発生しておりますので、被害に遭う人が一人でも少なくなるよう、様々な方法で市民の防犯意識の向上に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、いただいたご意見にあります「犯罪被害者の声の掘り起こし」については、犯罪被害者等が陥る状況などに関し市民が正しく理解することができるよう、新たに市民向けセミナーを開催することとしており、その内容を検討する際に、参考にさせていただきます。</p>

「基本方針1」-「基本施策2 子どもに関する防犯力の向上」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
8	<p>子どもたちにもスマートフォンが普及していることに伴い、子どもが巻き込まれる事件が非常に増えているので、対策が必要である。</p>	<p>本計画では、スマートフォン等の普及により、子どものインターネットトラブルが増加してきていることから、新たに作成する「インターネットトラブル対策ハンドブック」の配布や、中高生向けにインターネットの利用に伴う犯罪被害の防止を目的とした防犯教室の開催を予定しております。また、保護者などが防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成することができるよう、出前講座を新設いたします。</p>

「基本方針1」-「基本施策3 女性の防犯力向上」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
9	女性の防犯力向上のためには、定期的に無料の護身術教室を開催することが有効であると考えてるので、これをこの計画の取組として加えてほしい。	本計画では、女性の防犯力向上に向けた取組として、「女性の防犯ハンドブック」の配布や防犯教室の開催などを予定しております。護身術教室については、すでに北海道警察で実施されるなど、各機関の専門性を活かした講座が開催されているところであり、今後、関係機関の講座を含め、市民の皆様が必要とする情報をできる限り提供できるよう努めてまいります。

「基本方針1」-「基本施策4 高齢者等の防犯力向上」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
10	特殊詐欺については、様々な事業者が、その事業活動の中で防止に取り組む必要がある。	本計画では、特殊詐欺や消費者被害に関する情報を高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用い注意喚起を行うとともに、現在実施している出前講座について、より実践的な体験ができるように内容を充実させる予定です。また、引き続き、地域の方々や事業者に特殊詐欺等の防犯に関する情報を提供し、高齢者に声かけをお願いする取組などを促進いたします。
11	高齢者に対する「特殊詐欺犯罪」について、対処方法は第一に「電話に出ない」ことしかないのではないかと。また、特殊詐欺のターゲットになる原因などを調査し発表する必要もあるのではないだろうか。	

「基本方針2」 - 「基本施策3 地域と一体となった子どもの見守り」

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

No.	意見の概要	札幌市の考え方
12	<p>ながら防犯については、具体的な活動や効果が不明であり、《防犯》の名のもとに行われる周囲監視＝市民相互監視（思想信条にもわたる）につながるおそれがある。この、ながら防犯登録については、いったい何を行うのか全く不明である。</p> <p>札幌市が今般、新規重点項目としたのは、登録した住民に腕章やベストなどを配布装着させるのだろうか。それはなおのこと、「市民監視」につながり、憲法（人権侵害）に抵触するおそれがある。</p> <p>また、これまでのいわゆる防犯活動（パンフレットの配布など）の決算と効果（費用対効果）を示してもらいたい。</p>	<p>本計画では、市民の方々がランニング、散歩、通勤、買い物などの日常活動を行う際に、防犯の視点を併せ持って地域を見守っていただく「ながら防犯」の取組を推進するための啓発や必要な用品の支援を実施する予定です。取組の実施に当たっては、市民の方々に、その趣旨や目的をプライバシーの配慮も含め正しく理解していただけるよう、普及啓発を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>防犯活動については、札幌市だけではなく、警察をはじめ、事業者や地域のボランティアの方々も含め、地域全体での取組であることから、一概に費用対効果は算出することはできませんが、ここ10年間で、刑法犯認知件数（計画（素案）P9）が半減していることは、日頃の防犯活動がその減少に寄与しているものと考えます。</p>
13	<p>札幌市内・周辺の遊園地等で児童の誘拐が行われないように、啓発および第三者機関による巡回警備を行なうべきである。</p>	<p>子どもは、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することが容易ではないことから、本計画においては、「子どもの安全」を安全で安心なまちづくりにおける重点テーマとして設定しております。</p> <p>子ども自身の防犯力を高めることはもちろん、新たに実施する保護者向けの出前講座などにより、保護者等にも防犯に対する関心を高めていただき、様々な場所で犯罪被害に遭う子どもが一人でも少なくなるよう取組の一層の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
14	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」基本施策3（地域と一体となった子どもの見守り）の《主な取組》の中に、「青少年を見守る店」をデパート、スーパーマーケット、個人商店、飲食店等も含めた全商店とする、との内容を追記してほしい。 自動販売機については、販売機の正面に防犯カメラを設置する改修を依頼してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年を見守る店」は子どもたちへの温かい声かけや、子どもに悪影響を及ぼすものは「売らない」「見せない」ようにすることで、子どもたちが健やかに安心して過ごすことができるまちづくりに協力していただくお店であり、どのようなお店でも登録可能です。現在も幅広い業種のお店にご登録をいただいているところがありますが、地域での青少年の健全育成のため、引き続き「青少年を見守る店」の登録推進活動を行ってまいります。 防犯カメラの設置の在り方については、今後も引き続き検討してまいります。

「基本方針2」-「基本施策5 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
15	<p>基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」基本施策5（高齢者等が安心して暮らせる取組の推進）の《主な取組》の中に、民生委員は対象者に寄り添い、家庭問題に踏み込んで対象者自身の利益と対象者の家族皆が円満に暮らせるよう尽力する、との内容を追記してほしい。</p>	<p>基本方針2の基本施策5「高齢者等が安心して暮らせる取組の推進」の趣旨は、民生委員をはじめ地域の方々、事業者等が行う高齢者の見守り活動等が、犯罪などの未然防止や被害の早期発見につながることを記載したもので、民生委員などの個別の活動の在り方までを記載する趣旨ではないことから、原案どおりの記載とさせていただきます。</p>

「基本方針3」-「基本施策2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
16	<p>基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」基本施策2（犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等）の《主な取組》の「地下鉄駅及び車内における巡回警備」は、住民の手に負えない事態は避けたいので、「警察の補助として行う。」との内容を追記してほしい。</p>	<p>地下鉄駅及び車内における巡回警備については、札幌市営交通において対応するもので、一般の住民の方にご対応いただくことは想定しておりません。</p>

「基本方針3」-「基本施策3 子ども等の安全に配慮した環境整備」

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

No.	意見の概要	札幌市の考え方
17	<p>札幌市の防犯カメラ設置補助事業は、維持管理費やデータ管理などを町内会任せにしており、その責任を町内会に押し付けている。(類似意見1件)</p>	<p>防犯カメラの設置補助事業については、地域で行われる防犯活動への支援の一環として実施しており、あくまでも設置を希望される町内会に対し、これに係る費用の補助を行っているものです。</p>
18	<p>市民には、プライバシー侵害を憂いて、防犯カメラ設置を反対する動きもある。</p> <p>そのため、基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」基本施策3(子ども等の安全に配慮した環境整備)《主な取組》①(再掲)町内会が設置する防犯カメラに対する補助の後段に、防犯カメラの稼働は、設置場所と共に、住民の要望を配慮して柔軟にできることをする、との内容を追記してほしい。</p>	<p>町内会で防犯カメラを設置する際には、設置の意思決定に参画する方々に対して、事前に必要な情報の周知・説明を「補助金申請の手引き」で求めております。その上で、町内会の規約等に基づく手続きにより設置するなどの意思決定をしていただいております。</p>
19	<p>防犯カメラについては、札幌市は現在「設置ガイドライン」しかないが、市議会で審議決議する「条例」策定により市民のプライバシー、個人情報の保護、情報漏えい・流出の責任を明確にする必要があるのではないのか。</p> <p>体感治安不安で、「公共空間」に補助設置奨励するのではなく、札幌市の責任を明確にするべきではないのか。</p>	<p>防犯カメラの設置及び運用に関するルールを決定する際には、①防犯カメラを設置している事業者等の4割以上が既に何らかの基準を設け、ほとんどの事業者等は苦情を受けたことがないという札幌市内の状況、②様々な規模の事業所や多様な設置・撮影環境が想定されたことを踏まえ、法的拘束力がなく、適用の柔軟性に富む「ガイドライン」によることが適当であると判断しました。</p> <p>プライバシー侵害等の不適正な設置・運用の実態が確認され、何らかの規制を求める情勢が生じた場合には、更なる対応の検討も視野に入れる必要があると考えており、今後も注視してまいります。</p>

「基本方針3」 - 「基本施策4 歓楽街等を対象とした環境改善」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
20	<p>大型バス等の宣伝カーで、夜の仕事の女性の求人を街中で非常に大きな声で宣伝するのは迷惑行為として禁止すべき。</p> <p>駅前通や大通公園で、アンケートと称し、後から高額商品を送りつけたり、夜の仕事の求人を持ち掛けたりする例が頻繁に報道されているので、街頭でのアンケートを禁止すべきである。</p>	<p>路上での様々な宣伝活動等を禁止することは、健全で善良な営業活動又は市民活動の規制につながる場合もあることから、その実現には相当の必要性が求められることとなりますが、禁止する必要がある迷惑行為が市内で顕在化していないか引き続き注視するとともに、違法行為等があれば北海道警察と連携して対応してまいります。</p>
21	<p>札幌市で特徴的な「風俗犯」については、歓楽繁華街「ススキノ」の存在が大きい。</p> <p>「狸小路」とともに特徴的（特別）な場所と受け止めて、防犯を考える上でも「地域的な対処」が必要と考える。</p>	<p>「風俗犯」は、「公然わいせつ」や「強制わいせつ」が大半を占めるもので、必ずしも歓楽街、繁華街に起因する犯罪ではなく、市内の様々な地域で発生している状況にあります。その防止に当たっては、地域の実態を踏まえながら、全市的な取組として対処することが必要であると考えております。</p>

「基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
22	<p>札幌市で発生する犯罪件数が減少傾向であり、特に女性の被害件数は減少傾向とされていますが、内閣府が発表している男女間における暴力に関する調査では、無理やりに性交等された被害の相談経験のうち、女性が警察に相談した割合が2.8%とされていることに鑑み、被害が顕在化していないだけであり、被害者支援の必要性は全く減少していないと考えるべきです。</p>	<p>前計画である第2次計画では、犯罪被害者等への支援は、三つの基本方針の中の一つの施策として位置づけられていたところ、この度の第3次計画では、犯罪被害者等への支援の充実を図る観点から、「犯罪被害者等への支援」を基本方針の一つとして新設したところです。また、性犯罪の被害に遭われた方の中には事件化を望まない方がいる現状も踏まえながら、関係機関と連携を図り、警察に被害届を提出していない性犯罪被害者に対しても中長期的に精神的被害の回復が図られるよう支援の充実を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
23	<p>個別の施策を実施するだけではなく、犯罪被害者の支援に特化した条例を制定する必要がある。</p> <p>(類似意見4件)</p>	<p>平成16年(2004年)に犯罪被害者等基本法が制定され、同法により、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念、国・地方公共団体の責務が明らかにされたほか、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項が定められました。</p> <p>札幌市では、安全・安心条例に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、必要な支援を行う。」という規定を置き、同法に規定される地方公共団体が行うべき施策について、札幌市が取り組んでいくことを改めて「条例」により明らかにしております。</p> <p>こうした中、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、本計画では、犯罪被害者等基本法や安全・安心条例に基づき、経済的な負担の軽減や精神的な被害の回復に向けた支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。</p>
24	<p>周囲の人間による心ない言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材及び不適切な実名報道等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失などの「二次被害」や、同じ加害者から再び被害を受ける「再被害」の防止に努めることは、市民や事業者にとって必要なことであり、これらを防止するための施策を盛り込んでいただきたい。</p> <p>(類似意見1件)</p>	<p>本計画では、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、札幌市ホームページへの掲載や職員研修を実施する予定です。</p> <p>さらには、市民向けセミナーでの周知啓発や、一定の要件を満たした方への転居支援を新たに実施することで、二次被害や再被害の防止を図ってまいります。</p>
25	<p>市職員が犯罪被害者の実情・問題・歴史・経緯などの「被害者学」を学び、「支援」についての研修を行う機会(単なる講演などではなくプログラムを策定して複数回のセミナー)を設けて欲しい。</p> <p>その際、講師などの人材については、道内にこだわらずに全国から選任することが重要となる。</p>	<p>これまでも、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、正しい理解と知識を持って職務に当たることができるよう、職員研修を実施しているところですが、今後、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、研修内容の一層の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
26	<p>第3次基本計画の実行性を担保するために、新設・補強された「給付金」等各種経済的支援事業、「被害者相談」等被害者の精神的回復支援事業の担当部署の設置と専任担当者を配置すること。</p>	<p>犯罪被害者等からの相談の総合的な対応や、経済的な負担の軽減・精神的な被害の回復に向けた支援については、市民文化局区政課が担当部署となり、必要に応じ専門職や専門機関と連携しながら、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援を実施してまいります。</p>
27	<p>犯罪被害者の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置し、各部署の横の連絡調整などを行うほか、必要に応じて被害者宅を訪問して面談等で相談に応じる体制を構築していただきたい。また、窓口には、保健・福祉等の専門職を配置し、関係機関等との円滑な連携を図るようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">(類似意見1件)</p>	
28	<p>民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行っていただきたい。(類似意見1件)</p>	<p>本計画では、犯罪被害者等が被害発生直後から直面する様々な問題について、適切な対応が円滑に図られるよう、北海道警察や犯罪被害者等の支援団体との連携の充実を図ってまいります。</p>
29	<p>札幌市には「北海道」とは別に、民間主体で具体的な支援活動を行う、いわゆる『犯罪被害者等支援センター』設置を検討していただきたい。</p> <p>基本的には「支援条例」とのセットが望ましいが、全国的にも地域に根差した支援体制の構築と拡充が喫緊の課題となっていることから、既存の組織の活用を含め、「座して待つ」のではない能動的なシステムが求められる。</p>	<p>支援を必要としている犯罪被害者等に、必要な支援が届けられるよう、北海道警察や犯罪被害者等の支援団体と一層の連携を図りながら対応してまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
30	<p>「基本方針4」を新設して犯罪被害者等への「経済的支援」と「精神的被害回復に向けた支援」を新たに位置づけたことは、被害当事者として大変心強い。</p> <p>(類似意見3件)</p>	<p>札幌市では、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、一人ひとりに寄り添った支援に取り組み、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指します。</p> <p>こうした中、本計画では、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減や精神的な被害の回復に向けた支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。</p>
31	<p>被害者の悲しく辛い思いは同じである。被害者や残された家族の苦しみを受け止め、助けてあげてほしい。お困りごとを聞き、寄り添ってあげてほしい。</p>	
32	<p>自宅で犯罪被害に遭い引っ越したいという人、自宅から盗まれた物が証拠品として押収されたがゆえに改めて買い直さなければならない人など、目に見えにくい間接的な支出も少なくない。できるだけ制約(使途や回数の制限など)の少ない形で犯罪被害者の支援を実施していただきたい。</p>	<p>犯罪被害者等の経済的な負担の軽減に向け、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。</p> <p>これまでの審議会での議論やいただいた意見等も参考にさせていただきながら、支援の具体的な制度設計をしていきたいと考えております。</p>
33	<p>加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者が、当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行い、犯罪被害者等が有する加害者に対する損害賠償請求権の譲渡を受けるとする立替支援制度の創設を行っていただきたい。</p> <p>(類似意見1件)</p>	<p>犯罪被害者等が加害者側から損害賠償を受けていない場合は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害者等給付金が国から支給されます。</p> <p>また、国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することから、いただいたご意見については、既に国で制度が整備されているものと考えております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者が加害者の特定に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合、その活動に必要な費用の補助を行っていただきたい。 ・ 犯罪被害者が民事訴訟を行うに当たり、その負担を軽減するために、民事訴訟の期日に出席するために必要な費用又は民事訴訟の手續を傍聴するために必要な費用の補助を行っていただきたい。 ・ 加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の消滅時効を中断させるための手續を行うために必要な費用の補助を行っていただきたい。 <p style="text-align: center;">(類似意見1件)</p>	<p>本計画では、犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減に向け、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用を助成することに加え、犯罪等による精神的な被害の回復が図られるよう医療費の助成など必要な支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。これまでの審議会での議論やいただいた意見等も参考にさせていただきながら、支援の具体的な制度設計をしていきたいと考えております。</p> <p>なお、再度の民事訴訟の提起に要する費用については、国において所要の措置が講じられることが適当であるとと考えております。</p>
35	<p>市議会の財政市民委員会における「被害者給付金」は刑法39条の心身喪失による不起訴事件の被害者にも適用されるとの札幌市の答弁を基本計画に明示すること。</p>	<p>本計画では、取組内容が多岐にわたることから、基本施策ごとに、主な取組の概要までの記載とさせていただいております。</p> <p>犯罪被害者等に支給する「支援金」は新規の事業でありますので、これまでの議会での議論等を踏まえた上で制度設計し、別途改めて、公表させていただきます。</p>
36	<p>犯罪被害者等に対する精神的な被害の回復に向けた支援として、ボランティアのカウンセラーを必要期間当てることができる、としてほしい。</p> <p>絵画・音楽療法・動物セラピー等支援をできる、としてほしい。</p>	<p>犯罪の被害に遭われた方の精神的な被害の回復に向け、医療費の助成などの支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。これまでの審議会での議論やいただいた意見等も参考にさせていただきながら、支援の具体的な制度設計をしていきたいと考えております。</p>

計画（素案）に関すること以外のその他の意見

意見の趣旨のみ掲載させていただきます。

No.	意見の概要
37	警察行政の管理及び運営に関すること
38	5G通信電波の人体への影響に関すること
39	宗教団体に関すること
40	ビッグデータの収集に関すること
41	町内会条例に関すること

Ⅳ 政令指定都市における刑法犯認知件数等

平成30年（2018年）の刑法犯認知件数を犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）で比較すると、札幌市は20政令指定都市中13位に位置しています。

政令指定都市の刑法犯認知件数（平成30年（2018年））

市名	人口 (H30.12.1現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,966,717	5.96	13	11,718	69	1,248	7,686	375	391	1,949
仙台市	1,089,380	6.77	10	7,370	29	466	5,275	481	84	1,035
さいたま市	1,301,915	8.11	7	10,560	50	664	7,888	436	88	1,434
千葉市	977,911	8.58	6	8,394	51	468	6,260	355	89	1,171
川崎市	1,517,784	5.00	19	7,590	43	456	5,627	579	101	784
横浜市	3,740,944	4.67	20	17,464	134	1,327	12,093	1,698	223	1,989
相模原市	722,919	5.87	14	4,243	22	196	3,285	194	83	463
新潟市	800,273	6.21	12	4,968	24	361	3,570	206	38	769
静岡市	694,950	5.76	15	4,004	25	349	2,792	231	37	570
浜松市	804,931	5.24	17	4,216	18	376	2,840	200	60	722
名古屋市	2,322,250	9.69	2	22,514	118	1,729	15,680	939	173	3,875
京都市	1,469,295	7.94	8	11,660	57	724	8,624	513	143	1,599
大阪市	2,727,136	16.51	1	45,016	342	2,518	34,977	1,876	501	4,802
堺市	830,946	9.23	4	7,672	58	378	5,991	294	86	865
神戸市	1,527,390	8.78	5	13,407	94	1,522	8,656	811	162	2,162
岡山市	721,743	6.29	11	4,542	17	369	3,337	184	32	603
広島市	1,199,862	5.72	16	6,861	50	593	4,638	420	87	1,073
北九州市	945,219	6.88	9	6,505	45	796	3,967	286	109	1,302
熊本市	740,038	5.11	18	3,784	28	352	2,631	170	41	562
福岡市	1,582,154	9.43	3	14,916	80	1,152	10,870	574	255	1,985

V 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

第1章

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

第2章

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

第3章

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

第4章

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する

参考資料

資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行わ

れるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

VI 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除

に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第2条第2号に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人

法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集することができる。

- 2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

Ⅶ 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

(性風俗店等での稼働等に係る勧誘行為の禁止)

第2条 何人も、市長の指定する区域（以下「指定区域」という。）内の道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公衆が出入りできる場所又は施設（以下「公共の場所」という。）において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は接待飲食等営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項の接待飲食等営業をいう。）、特定遊興飲食店営業（同条第11項の特定遊興飲食店営業をいう。）、若しくは酒類提供飲食店営業（同条第13項第4号の酒類提供飲食店営業をいう。）、において人に接する役務に従事するように勧誘すること。
- (2) 性交若しくは性交類似行為又は自己の性器等（性器、こう門又は乳首をいう。以下同じ。）を見せ、自己若しくは他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(性風俗店等に係る誘引行為の禁止)

第3条 何人も、指定区域内の公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心に応じて人に接する役務又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、若しくは公衆の目に触れるような方法で看板等を掲出して客を誘引してはならない。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(卑わいな広告物の掲示等の禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公衆が見やすい屋外の場所（車両等を含む。）

又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であって公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、性的好奇心をそそる、人の裸体、下着姿、水着姿、制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載した看板、ポスターその他の物品であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させるものを掲示し、若しくは掲出し、又は配置してはならない。

(罰則)

第5条 第2条第1項、第3条第1項又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第6条 第2条第2項又は第3条第2項の規定のいずれかに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5条第1項又は前条第1項のいずれかの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第8条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

SAPPORO

第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

令和2年（2020年）

5月発行

市政等資料番号	01-D01-20-995
関係部局保存期間	5年



編集・発行 札幌市市民文化局地域振興部区政課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011)211-2252